

法務大臣認証番号 第145号(平成28年4月1日)

ガイドブック

～紛争を解決するために～

Integrated Legal Clinic



一般社団法人 I L C

I L Cセンター

(裁判外紛争解決手続センター)

はじめに

～当事者双方の win-win を目指す！～

調停とは、紛争当事者双方の間に第三者が入り、共通の解決点を探りながら、共に納得できるゴールに向かって話し合いによって解決することで、当事者双方の **win-win**（ウィンウィン=両者にとって適度に都合がいいこと）を目指す制度です。

たとえば、**オレンジを分ける**という有名な話があります。1個しかないオレンジを取り合っている2人の姉妹がいました。「半分に分けたら？」と母親が言いましたが、2人とも「1個分が欲しい！」と言い張って譲りません。やがて2人は話し合っていくうちに、お互い満足する分け方を思いつきました。いったいどのように分けて納得したのでしょうか。

「2つに分けて半分ずつにする」、さらに工夫して「姉がオレンジを切って、妹が選ぶ」、「今回は、姉が全部もらって次回は妹が全部もらおう」など、いろいろな解決策が浮かびますが、ここでの正解は、「姉がオレンジの皮をもらい、妹はオレンジの中身をもらおう」というものでした。2人が話し合いをするうちに、姉がオレンジの皮でマーマレードを作りたい、妹はオレンジを食べたいというお互いの求めているものが分かり合えたのです。

この話は、姉妹がお互いに、「オレンジ1個分が欲しい！」と、一見利害がぶつかっているように見えますが、その奥にある「どうして1個分欲しいのか?」、「それによってどんな利益が欲しいのか?」という**真のニーズを、話し合いによって、探求し丁寧に分析すること**により、双方納得できる紛争解決の答えを発見することができたことを示しています。

まさに、調停制度は、このオレンジの話のようなもので、1個のオレンジを半分に割るといような短絡的な解決ではなく、双方が合理的に合意できるような選択肢を検討することで双方が **Win-Win** の結果になる紛争解決を目指しています。



トラブルが当事者同士で解決が望めないとき…

日常生活を送っていると、さまざまなトラブルに出会うこともあるかと思います。

たとえば…



トラブルが起きてしまったら？
一人では解決できない！

話し合い？ 話し合いで円満に解決したいけど、自分1人だとうまく話し合える自信がない…。

訴訟？ どうやって訴えたらいいのだろう？
訴訟って難しそう…。

トラブルを解決する方法は、訴訟（裁判）だけではありません！

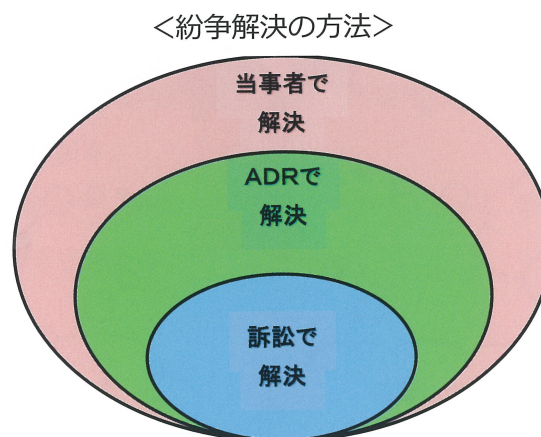
「ADR」があります！

ADR（エー・ディー・アール）って何ですか？

1. ADRとは？

「ADR（Alternative Dispute Resolution）」とは、日本語で、**裁判外紛争解決手続**と訳されます。身の回りで起こる様々なトラブルについて、**裁判を起すことなく**、中立的な立場の第三者に関わってもらいながら、**当事者の話し合いで解決**を図るものです。

紛争解決の方法としては、「当事者による解決」と「訴訟による解決」との中間に位置します。



2. 「ADR」って、どこで行われているの？

ADRは、司法、行政、民間において、各機関の特徴を活かしながら運営されています。

- 司法型ADR
簡易裁判所（調停：大正11年10月1日～）
- 行政型ADR
都道府県労働局（紛争調整委員会：平成13年10月1日～）
消費生活センター（平成21年4月1日～）
- 民間型ADR
専門士業や業界団体（ADR法：平成19年4月1日～）
ILCセンター（法務大臣認証、平成28年4月1日～）



ILC（アイ・エル・シー）ってどんな法人ですか？

1. ILCとは？

ILCとは、Integrated Legal Clinic の略で、総合紛争解決所を意味します。

一般社団法人ILC（以下「当法人」という）は、元裁判官、弁護士、元裁判所調停委員を中心とした勉強会を母体に平成26年1月10日に発足しました。

2. ILCの事業とは？

当法人は、**紛争解決サービス**を提供することを目的として、「ILCセンター（裁判外紛争解決手続センター）」の運営、及びこれに付随する次の事業を行います。

■ ILCセンター（裁判外紛争解決機関）の運営

- ・ ILCセンターは、生活していくなかで遭遇する様々なトラブルに対し、**裁判外の調停**を行います。紛争解決に豊富な経験を有する専門家が二人体制で解決をサポートします。

■ 企業、自治体、消費者センター、学校、民生委員等との連携支援

- ◇ **企業支援**：賛助会員の企業に対し、従業員及びその家族のプライベートな相談窓口となります。企業にとっては、福利厚生の一環、コンプライアンスへの取り組みになり、また、契約書等の法務事務の相談ができるので、トラブルの未然防止にも役立ちます。
- ◇ **学生支援**：学校、学生支援団体等と連携して、学生がかかえる様々な問題に対し、相談窓口となります。
- ◇ **高齢者支援**：社会福祉団体と連携して、高齢者のトラブルの早期発見や発見や予防に必要なサービスを提供します。
また、賛助会員に対し、遺言・相続等の相談に応じています。



■ 広報活動、書籍及び印刷物の企画、出版、頒布等

- ・ 紛争解決サービスを遂行のための付随事業として、書籍出版等の広報活動や、賛助会員の福利厚生に関するコンサルティング活動等を行ないます。



3. I L Cセンターとは？

平成 28 年 4 月 1 日に**法務大臣の認証（認証番号第 1 4 5 号）**を受け、一般社団法人 I L Cの**調停部門事業**として設立した裁判外紛争解決手続センターです。

当センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく**裁判外紛争解決機関（ADR機関）**として、「調停」を行っています。



4. どんなトラブルを取り扱っているの？

生活していく上で遭遇する諸問題について、話し合いによって、円満解決ができるようお手伝いします。

< I L Cセンターが行う調停事案の例 >

- 夫婦・親子関係のトラブル
- 相続・遺産分割関係のトラブル
- 金銭の貸し借りトラブル
- 自動車や自転車事故の損害賠償
- 敷金返還等の借地借家のトラブル
- 建築関係のトラブル
- 近隣関係のトラブル
- 職場における賃金未払い、セクハラ、パワハラ
- 学校でのトラブル
- 消費者と事業者のトラブル
- インターネットのトラブル
- 医療のトラブル



5. 話を聴いてくれる調停人ってどんな人？

当センターを運営する手続実施者（以下「調停人」という）は、紛争解決に有用な社会経験や専門知識を持つ人です。具体的には、大学教員、弁護士、不動産鑑定士、医師、建築士、特定社会保険労務士等の国家資格を有する専門家のほか、消費生活専門相談員、金融・保険等各業種分野に精通している会社OBなどの調停委員経験者で、社会生活に密着して幅広く活動してきた多くの専門家によって構成されています。

現在、当センターに名簿登録している調停人候補者は47名です。その中から紛争内容に適した調停人を選任し2人体制でサポートします。

＜ILCセンターの調停人候補者の名簿登録者＞

弁護士	10名	
民事調停委員・家事調停委員（OB含む）	37名	
・公認会計士、税理士		3名
・特定社会保険労務士		2名
・不動産鑑定士		4名
・消費生活相談員		5名
・有識者（交通事故専門家含む）	23名	
調停人総数	47名	



ILCの調停には、どんな特徴があるの？

～ I L Cセンターの7つの特徴～

1. 手続きが簡単！

- 申込みをするのに法律知識は必要ありません。
- 申込書は、トラブルごとに何種類かの**定型書式**が用意されています。
例：貸金、債務弁済協定、自転車事故、敷金、汎用



2. 申込みの費用が安い！

- 調停の申込手数料は、相手方に求める金額に関係なく1万円です。
- 調停期日ごとの手数料は、申込人・相手方双方5千円をご負担いただきます。
- 和解に至った際に、別途、合意成立手数料をお支払いいただきます。

3. プライバシーが守られる！

- 調停は、原則としてILCセンターの調停室で行われます。
- 最初から最後まで、すべて**非公開**なので、当事者以外の方の目にはふれることはありません。
- 調停人には、**守秘義務**が課せられており、話の内容を口外することはありませんので、人に知られたくないことや家族や知人に話しにくいことも**安心して**事情を話すことができます。



4. 直接交渉が不要、対面が避けられる！

- 調停は、当事者だけで直接交渉することはありません。
- 第三者の調停人が間に入るので、感情的にならずに話ができます。
- 調停人に話すことで、紛争内容が整理され、当初は気が付かなかった問題の**解決の糸口**を見いだすこともあります
- 相手方の対面を避けたいときは、個別対応をします。

5. 解決までの期間が短い！

- 相談内容や事案によりますが、通常、3回以内の調停期日で、平均して3ヶ月以内での解決を目指します。
- 訴訟に比べて、短期間で終了しています。

6. 法律にとらわれず、主体的に自由に話せる！

- 調停は、どちらの言い分が正しいか白黒の決着をつけるために話し合うものではありません。当事者双方の主張を**市民目線**で穏やかにすり合わせながら、和解に向けて話し合いを進めていきます。
- 調停では、当事者双方の意思が尊重され、法律にとらわれずに、**自由に**言い分を話すことができます。
- 調停人は、当事者双方と同じ市民目線で悩みを**親身になって**耳を傾け、地域性にも配慮しながら、双方の意向や考えに沿って解決方法を探り、主体的な解決ができるようサポートします。
- 調停人は、当事者双方の歩み寄りを促し、理にかなない、**実情に即した**、納得のいく、柔軟な解決を目指しています。

7. 和解に至ると、合意書が作成されます！

- 調停で両当事者が合意した内容は「**合意書**」にまとめられます。裁判所の調停と違い、強制執行に繋がる強制力はありませんが、お互いの話し合いの結果で合意したものであるため**実行性**が担保でき、合意した内容が実現されない例はあまり聞かれませんが、
- 合意した内容が守れない恐れがある場合は、合意書の内容を、公証役場で公正証書の形で残すと、強制執行にも備えることができます。



賛助会員って何ですか？

～ 継続的な繋がり～

1. 賛助会員とは…

賛助会員とは、当法人の目的に賛同して、その事業を賛助していただける方を言います。賛助会員には、「法人会員」と「個人会員」があります。

(1) 法人賛助会員

企業等団体を含む法人の会員として加入していただきますと、従業員のお悩み事相談をはじめ、公益通報相談（内部告発問題）、苦情相談等を含め、法人の福利厚生の実現を図るお手伝いをします。

また、会員となることで、社会から、コンプライアンス、危機管理確立の高い評価を受けるメリットも期待できます。

(2) 個人賛助会員

個人会員として加入していただきますと、身近で起こるトラブルを安心して相談することができます。法律問題の解決のための、いわば、「かかりつけ医」の役割を担います。

(3) 法人幹事会員

賛助会員以外の企業等団体を含む法人が、法人幹事会員として加入いただき、当法人の活動を推進する制度があります。



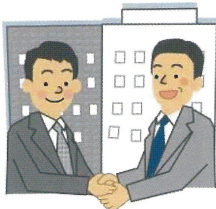
【ILC定款】

第3条 この法人は、市民にとって魅力的で利用しやすい法的紛争解決手続を提供し、もって、市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

2. 会員の特典

会員は、会員の種別に応じ、当法人が提供する各種の特典を利用することができます。

<会員の特典>

<p>法人幹事会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ニュースその他の情報提供サービス ● 当法人が設置した相談窓口の無料かつ恒常的利用 (従業員とその家族及び法人会員が推薦した者) * 利用回数の制限はない ● I L Cセンター利用時の合意成立手数料の減額 ● 幹事会員証の発行 <p><会費> 月額5万円</p>
<p>法人賛助会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ニュースその他の情報提供サービス ● 当法人が設置した相談窓口の恒常的利用 (従業員及びその家族を含む) * 利用回数の制限はない ● I L Cセンター利用時の合意成立手数料の減額 ● 当法人主催のセミナーの利用 ● 当法人のホームページのバナーの記載及びリンク <p><会費> 1口月額1万円</p> 
<p>個人会員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当法人が設置した相談窓口の恒常的利用 * 利用回数の制限はない ● I L Cセンター利用時の合意成立手数料の減額 ● その他の情報提供サービス <p><会費> 1口月額1千円</p>

おわりに

～日本の「調停制度」は注目されています！～

日本人は、古くから、**和の精神**を重んじ、争いごとは極力避けようとする気持ちがあります。**大正時代から続く調停制度**は、国民のための、**司法制度の先駆け**として、今なお、有効に機能しその実績は、諸外国から注目されています。

日々の生活を送るなかで、「離婚したい、養育費を払って欲しい（夫婦関係等に関する紛争）」、「相続財産を分けてほしい（相続・遺産分割に関する紛争）」、「高額の商品を買わされた（消費者と事業者の間の契約に関する紛争）」、「自転車事故により大けがをした（交通事故の損害賠償に関する紛争）」、「騒音に困っている（近隣関係に関する紛争）」、「残業手当を払ってくれない、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを被った（労働紛争）」、「転居したが敷金を返してくれない（敷金返還等借地借家に関する紛争）」、「学校でいじめに遭っている（学校事故に関する紛争）」といった問題が身近に起こっています。一方、近年、社会生活が複雑になり、紛争が多様化し、解決が困難になってきています。

I L Cセンターは、困りごとなどトラブルを抱えて悩み、とまどい、前進ができない方の思いをじっくりお聴きし、共に考えサポートして解決の糸口を見つけ、当事者が主体的に解決できるよう、**経験豊かな元調停委員や専門家**が親身になって紛争解決のお手伝いをいたします。

ご利用を、スタッフ一同心からお待ちいたしております。



～お問い合わせ先～

一般社団法人 I L C I L Cセンター

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4丁目11番7号 神谷ビル601号

T E L : 03-6277-8384 (営業時間：10：00～17：00、定休日：土・日・祝)

F A X : 03-6277-8385

メールアドレス：info@info-ilc.org

ホームページ：<http://www.info-ilc.org>